

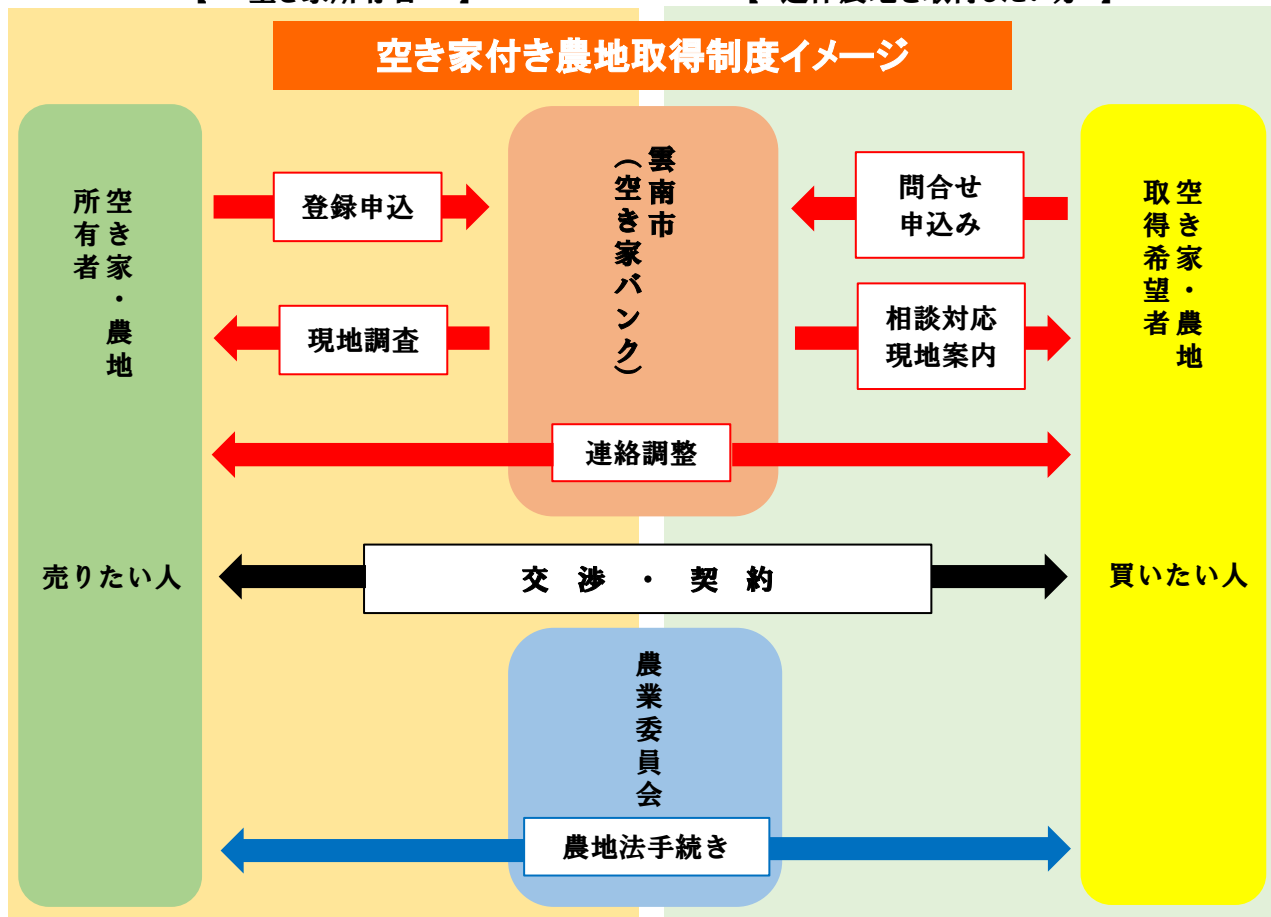
雲南市空き家付き農地取得制度について（概要版）

空き家バンク登録物件を購入される場合、空き家と農地をセットで取得できる制度です。



【 空き家所有者 】

【 遊休農地を取得したい方 】



●農地法による農地取得(所有権移転)までの流れ

- ステップ1
- ・農地法第3条許可申請書を雲南市農業委員会へ提出
 - ・翌月の雲南市農業委員会総会で審議(翌月の20日頃)
 - ・許可の場合、総会の翌日に許可書を交付
- ↓
- ステップ2
- ・法務局(不動産の登記事項を管轄する国の機関)で、所有権移転登記の申請
 - ・法務局で申請が受理され、所有者に関する登記情報が更新される。
- ↓
- 完了

●注意事項

- ① 空き家付き農地とは、あらかじめ雲南市農業委員会が認定した「遊休農地」となります。
この遊休農地以外の農地(耕作されている農地)を取得する場合は、農地取得下限面積要件を満たす必要があります。
- ② 空き家に付随した農地(遊休農地)の全てを取得していただきます。
- ③ 遊休農地ではない農地(耕作されている農地・山林原野化した農地)は、本制度の対象外です。
耕作されている農地は、引き続き所有者さんが管理されるか、別の方との耕作権設定または所有権移転となります。
農地法の規定に基づき耕作権または所有権移転する場合は、農地取得下限面積要件を満たす必要があります。
山林原野化した農地は、雲南市農業委員会での必要な手続きを経た後に「非農地通知」あるいは「非農地証明書」を交付しますので、地目変更登記後に所有権移転登記ができます。
- ④ 取得された農地は全て適正に管理(耕作)してください。

●その他、農地や農業のことでお困り・教えてほしいことがあるときは、

- ① 地域の農業委員・農地利用最適化推進委員
- ② JALまね雲南地区本部(農協)、JALまね雲南地区本部果樹技術指導センター
- ③ 雲南市担い手育成支援室 等々
に相談してください。

●お問合わせ先

- | | | |
|------------------|------------------------|---------------|
| ① 農地の権利設定・転用について | /雲南市農業委員会事務局 | ☎0854-40-1092 |
| ② 利用権(耕作権)設定について | /雲南市農林振興部農政課 | ☎0854-40-1051 |
| ③ 空き家バンク・定住について | /雲南市政策企画部うんなん暮らし推進課 | ☎0854-40-1014 |
| ④ 水稲・畑作物栽培について | /JALまね雲南地区本部営農部 | ☎0854-42-9115 |
| ⑤ 果樹栽培について | /JALまね雲南地区本部果樹技術指導センター | ☎0854-45-0157 |
| ⑥ 就農について | /雲南市担い手育成支援室 | ☎0854-42-9056 |
| ⑦ 農業共済について | /NOSAI島根雲南事務所 | ☎0854-45-3635 |
| ⑧ 登記について | /松江地方法務局出雲支局登記部門 | ☎0853-21-0721 |